能美市
受付印

児童手当　氏名 / 住所 変更届

能美市長　宛て

◎裏面の注意をよく読んでから、太枠内のみ記入してください。
◎字は楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

提出年月日
令和　　年　　月　　日

受給者	変更前	氏名	
		住所	能美市
	変更後	氏名	
		住所	能美市
	変更年月日		令和　　年　　月　　日
支給要件児童等	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
	変更年月日		令和　　年　　月　　日
	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
	変更年月日		令和　　年　　月　　日
	変更前	氏名	
		住所	
	変更後	氏名	
		住所	
	変更年月日		令和　　年　　月　　日

受給者　住所　能美市

ふりがな
氏名

電話(　　)　　－

市処理欄		
□世帯全員で転居		乳医　□済　□無
□受給者の転居 □子の転居・転出	□同居へ変更 □別居へ変更…□別居監護の届出書	ひとり親医　□済　□無 福祉手当　□済　□無 児扶　□済　□無
□子の転入	□同居へ変更…□児童変更処理	受付確認年月日
□受給者氏名変更	□通帳名義確認	令和　・　・
□子氏名変更	□受給者証確認	

（裏面）

注意

1 この届は、受給者が氏名又は住所を変更した場合及び受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をする児童等（18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者又は 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日を経過した後 22 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある者のうち、受給者によって監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担が行われている者をいいます。以下同様です。）が氏名又は住所を変更した場合

2 受給者の住所変更について、この届を提出する必要があるのは、受給者が当該市町村（特別区を含みます。以下同様です。）内で住所を変更した場合に限られ、受給者が他の市町村に住所を変更した場合は、受給事由消滅届を提出していただくことになります。

3 児童等の住所の変更については、すべてこの届を提出してください。

4 児童等の住所の変更のうち、次の場合は、住所を変更した後、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたものを添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

① 当該市町村から他の市町村に住所を変更した場合

② 他の市町村から更に別の市町村に住所を変更した場合

③ 他の市町村の区域内で住所を変更した場合

5 児童等の住所の変更のうち、留学により日本国内に住所を有しなくなった場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類を添えて提出してください。

6 この届は、氏名又は住所を変更してから 14 日以内に提出してください。